

2023 年 1 月 23 日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面（2）

申立人（以下「組合」という。）は、下記のとおり主張する。

第 1 2022 年 12 月 13 日付け大阪府労働委員会の求釈明に対して下記のとおり答える。

1 について

被申立人（以下「府」という。）の支配介入の行為には、中労委和解勧告書受諾（甲第 10 号証）を無視したことも含まれる。

2（1）について

その通りである。

2（2）①②について

当該組合員の陳述書を準備中である。

2（3）について

2022 年 12 月 13 日の本件第 2 回調査において報告したとおり、現在鋭意捜索中である。

第 2 書証の提出

組合準備書面（1）第 2（2 頁～11 頁）に関連して、地方公務員第 22 条「条件附採用」、第 22 条の 2「会計年度任用職員の採用の方法等」、第 22 条の 3「臨時的任用職員」および第 38 条「営利企業への従事等の制限」に関する解説を甲第 16 号証として提出する。この解説書は府をはじめ地方公共団体に重宝されている。

以 上